

海外送金（仕向・被仕向）ご利用の お客さまへのお願い

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

現在、金融機関には、「マネー・ローンダリングおよびテロリスト資金供与」の防止に向けた取組みの強化が求められています。

つきましては、海外送金（仕向・被仕向）のお取扱いについて、送金の妥当性や理由等の確認資料が必要となりますので、何卒ご理解、ご協力をお願い致します。

◎送金内容が確認できる資料等をご提示ください。

【ご提示をお願いする資料の例】

1. 本人確認資料

・運転免許証 ・在留カード ・履歴事項全部証明書 等

2. 送金の原資がわかる資料

・他金融機関通帳 ・収入の確認できる資料 等

3. 送金目的および受取人との関係を確認できる書類

・インボイス（INVOICE） ・売買契約書
・梱包明細書（PACKING LIST） ・請求書
・船荷証券（BILL OF LADING） ・借用書（金銭消費貸借契約書等）
・航空運送状（AIR WAYBILL） ・決算書、確定申告書 等
・原産地証明書（CERTIFICATE OF ORIGIN）
・輸出入許可通知書（税関）
・依頼人と受取人の関係がわかる資料等

◎貿易外取引（学費、生活費等）については、お取引内容に応じた資料をご提示ください。

◎ご提示いただいた資料を確認した結果、お取引をお断りさせていただく場合もございます。なお、既にお取引いただいているお客さまでもお断りさせていただく場合があります。

◎被仕向送金は、当金庫へ資金が着金している場合でも、資料を確認した結果ご入金できない場合があります。

◎仕向送金について、ご依頼日当日の送金は取扱いできない場合があります。資料の確認等に時間を要する場合がございますので、「送金先(相手先・国・金融機関名)」「金額」「商取引(送金理由)」が決まりましたら、お早めにご依頼ください。

さわやか信用金庫